

回 覧 令和元年12月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

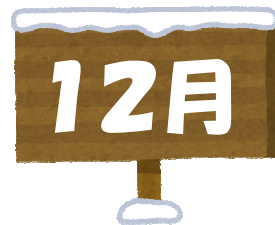
.
.
.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|----------|-------|-------------------------------------|
| < 募 集 > | 1 | ◆わくわく教室「お花の壁掛けスワッグ教室」の受講生を募集します |
| | 1 | ◆「カフェセミナー わたしらしいカフェのはじめ方」の受講者を募集します |
| < 催 し > | 2 | ◆「第150回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| < お知らせ > | 2 | ◆1月15日から 健康づくりに取り組んだポイントを商品券に交換できます |
| | 3 | ◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします |
| | 4 | ◆「第14回 新春あいさつ会」に参加しませんか |
| | 4 | ◆令和2年 三股町消防出初式が開催されます |
| | 5 | ◆第5回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います |
| | 5 | ◆上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています |
| | 6 | ◆令和2年度「殿岡生活改善センター」の利用予約の受付を開始します |
| | 7 | ◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します |
| | 7 | ◆消費生活セミナー開催のご案内 |
| | 8 | ◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください |
| | 9 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |

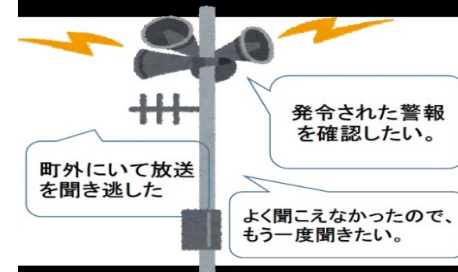


December



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

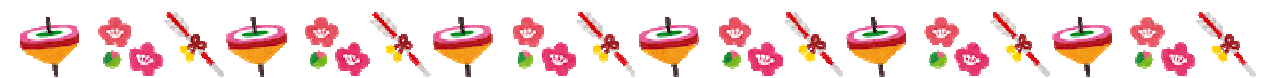


【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係
☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-------------|-------|---|
| < 保健と福祉 > | 9 | ◆三股町子ども・子育て支援事業計画及び三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)策定に、皆様のご意見をお寄せください |
| < 農林畜産業関連 > | 10 | ◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 11 | ◆屋外で鳥を飼育している人へ
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| | 11 | ◆農地法に関する申請の受付期間について |
| | 12 | ◆あぜ焼きを実施します |
| < 相 談 > | 12 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 13 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | 13 | ◆「こころの健康相談」を実施します |
| | 14 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 14 | ◆「人権相談」を実施します |
| | 15 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募集

◆わくわく教室「お花の壁掛けスワッグ教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「お花の壁掛けスワッグ教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容＝

都会ではやりのドライ&プリザーブドフラワーで作る壁掛けです。玄関や室内に飾るインテリアとしても、また、大切な人への贈り物としても喜ばれます。お好きな花で作成出来ます。土台は白と茶色からお選び下さい。

※スワッグ・・・ドイツ語で「壁飾り」を意味します。

※プリザーブドフラワー・・・新鮮な生花の水分を抜き、保存料や着色液につけ加工された花

■講師＝ 櫻 加奈 先生

■開催日時＝ 令和2年2月2日（日）
午前10時～11時半

■受講料＝ 2,500円（講師代+材料費）
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの＝ ハサミ

■開催場所＝ 町中央公民館 中会議室

■募集人員＝ 10人（先着順）
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝ 令和2年1月10日（金）

■申し込み方法＝

中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせ先は、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間：平日の午前8時30分～午後5時）

☎：52-9311 ファクス：52-9724 にお申し込みください。



◆「カフェセミナー わたしらしいカフェのはじめ方」の受講者を募集します

町地域雇用創造協議会では、カフェで働きたい人、カフェ開業に興味のある人向けのセミナーを開催します。

地域に愛されるカフェづくりに取り組んでいる経営者から、自分らしいカフェをつくる、またはカフェで働くためのノウハウを学べる体験型のセミナーです。

■セミナー名＝ カフェセミナー ～わたしらしいカフェのはじめ方～

■日程表＝ 次の日程で、講義を行います。

	日付	内容	会場
1回目	1月24日 (金) 午後1時～4時	【カフェ起業の心構え、資金計画について】 【カフェのコンセプト、メニューの作りのポイントについて】 講師：いい繫盛店（株） 代表 松島 浩史 氏	町まち・ひと・しごと情報交流センター 「あつまい」
2回目	1月27日 (月) 午前10時～午後3時	【ワンプレートランチ魅せる盛付けを学ぶ】 講師：LOVE（ラブ）らぼキッチン 江夏 敬子氏	都城市吉尾町 「ガスの情報館 都城」
		【コーヒー専門店体験】 コーヒー豆の違いを学ぶ おいしいコーヒーの淹れ方講座 講師：WONDERFUL WORLD（ワンダフルワールド） 珈琲 竹下 直樹 氏	都城市甲斐元町 「WONDERFUL WORLD 珈琲」
3回目	2月4日 (火) 午前9時～午後4時	【古民家カフェ見学・運営体験】 ※貸切バスで送迎 講師：LA LUNA LUCE（ラ・ルーナルルーチェ） 上村知良・上村由美氏	東諸県郡綾町 「LA LUNA LUCE」
		【特色ある店づくりを学ぶ】 地域に根差した店づくり こだわりとなる「薬膳」を学ぶ 講師：薬膳茶房 オーガニックごうだ 薬剤師 郷田 美紀子 氏	東諸県郡綾町 「薬膳茶房オーガニックごうだ」

■受講料＝ 無料（ただし、体験の材料費として1,500円自己負担）

■対象者＝ カフェ開業に興味のある人、カフェや飲食店で働きたい人

■定員＝ 8人（申込多数の場合は、申込書の内容を参考に選考します。）

■申込締切＝ 令和2年1月16日（木）

※お申し込み・お問い合わせは、

町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 にお申し込みください。

または、同協議会の公式サイトからもお申し込みいただけます。

「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「セミナー申込」からお申し込みください。

催し

◆「第150回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	12月22日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月の朝市イベントは、豪華景品が当たる歳末大抽選会を開催★通常のガラポン抽選会はお休みです。

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●歳末大抽選会

上記のポイント引換所にて、3店舗分のポイント引換券で抽選券1枚と交換します。

（このため通常のガラポン抽選は行いません。）

『大抽選会は、10時～開催』

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。

詳しくは町物産館よかもんやへ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや

☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆1月15日から 健康づくりに取り組んだポイントを商品券に交換できます

町では、町内在住で40歳以上の人を対象に、個人の健康づくりへの取り組みや特定健診・がん検診などの健康づくりに関する事業などへ参加することで、ポイントが貯まる「町健康マイレージ事業」を実施しています。貯めたポイントは、商品券と交換することができます。

■健康マイレージとは

個人の健康づくりへの取り組みや町の健康づくり事業に参加することで、ポイントがもらえる町の事業です。ポイントが合計50ポイント以上貯まると町商工会の商品券1枚（500円）と交換します。

■対象者

40歳以上の三股町民（本年度内に40歳に達する人も含みます。）

■参加方法（参加無料）

「ポイントシート」に記載されている該当項目にチャレンジし、ポイントを獲得します。

■「ポイントシート」をもらうには

町役場総合案内や町健康管理センターで「ポイントシート」を入手できます。

※12月末までに該当項目へチャレンジすることでポイントがつきます。

■ポイントを貯める

（例）

・日頃の生活で取り組んでみたことと感想を記入してください。

→取り組み1つが2ポイント 最大24ポイント

・特定健診やがん検診の受診、健康づくり教室への参加もポイントになります。

→受けたり、参加したりすると1つ10ポイント最大60ポイント

※必要事項はすべて記入してください。

■ポイントが50ポイントたまったら

・引換券の申請をする

交換期間 と場所	期 間	令和2年1月15日(水)～2月28日(金)
	時 間	午前10時～午後3時
	場 所	役場1階ロビー（交換スペースを設置予定）
持ってくる もの	・ポイントシート ・身分を証明するもの （マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）	

■商品券と交換する方法

引換券を三股町商工会（JR三股駅となり）に持っていく、「町商工会商品券（500円）」と交換できます。

※お問い合わせは、

町健康管理センター ☎：52-8481

町民保健課 国保年金係 ☎：52-9632（直通）にお願ひします

◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします

〈個人での搬入〉

ごみの種類・搬入場所	年 末	年 始
燃えるごみ 〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ※ごみ処理手数料が掛かります ・家庭ごみは50 ^{キロ} ごとに250円	1月5日(日)から
燃えないごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 都城市リサイクルプラザ	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみは300 ^{キロ} 以下無料 ※超える場合20 ^{キロ} ごとに110円	1月5日(日)から
埋立ごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみは300 ^{キロ} 以下無料 ※超える場合20 ^{キロ} ごとに100円	1月4日(土)から

※各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかりと行って、円滑なごみ処理にご協力ください。



〈ごみステーションでの収集〉

種 類	年 末 (収集最終日)	年 始
燃えるごみ	12月30日(月)	1月6日(月)
燃えないごみ	12月26日(木)	1月23日(木)
資源ごみ (空き缶・瓶)	12月19日(木)	1月16日(木)
資源ごみ (白色トレイ・ペットボトル)	12月12日(木)	1月9日(木)

※ごみステーションにごみを出すときは、①きちんと分別して、②指定ごみ袋に入れて、③収集日の朝8時までに出してください。

※ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれのごみ処理施設に直接搬入してください。(ただし、12月30日まで)

※資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所にも持ち込めます。

※お問い合わせは、

都城市クリーンセンター (都城市山田町7599番地5)

☎: 45-6677

都城市リサイクルプラザ (都城市下水流町4028番地11)

☎: 36-3900

一般廃棄物最終処分場 ☎: 52-5424

環境水道課 環境保全係 ☎: 52-9082(直通) にお願ひします。

◆「第14回 新春あいさつ会」に参加しませんか

町商工会では「**まちの活力は、ひとの交流から**」をテーマに、本町の活性化と住みよいふるさとづくりに貢献するため、行政や関係団体をはじめ、広く町民の皆さんにも参加していただく交流会（懇親会）を町と共同で開催します。ぜひ気軽にご参加ください。

期 日	令和2年1月5日（日）
時 間	午後1時～3時
場 所	町体育館
参 加 費	1人当たり2,000円（飲食費） ※参加費を添えてお申し込みください。 ※12月26日（木）以降のキャンセルにつきましては参加費の返金はできません。 ご了承ください。 ※飲酒する人は、車などの運転にご注意ください。
申 込 先	町商工会
申し込み締め切り	12月25日（水）



※お問い合わせは、
町商工会 ☎：52-2226 にお願ひします。

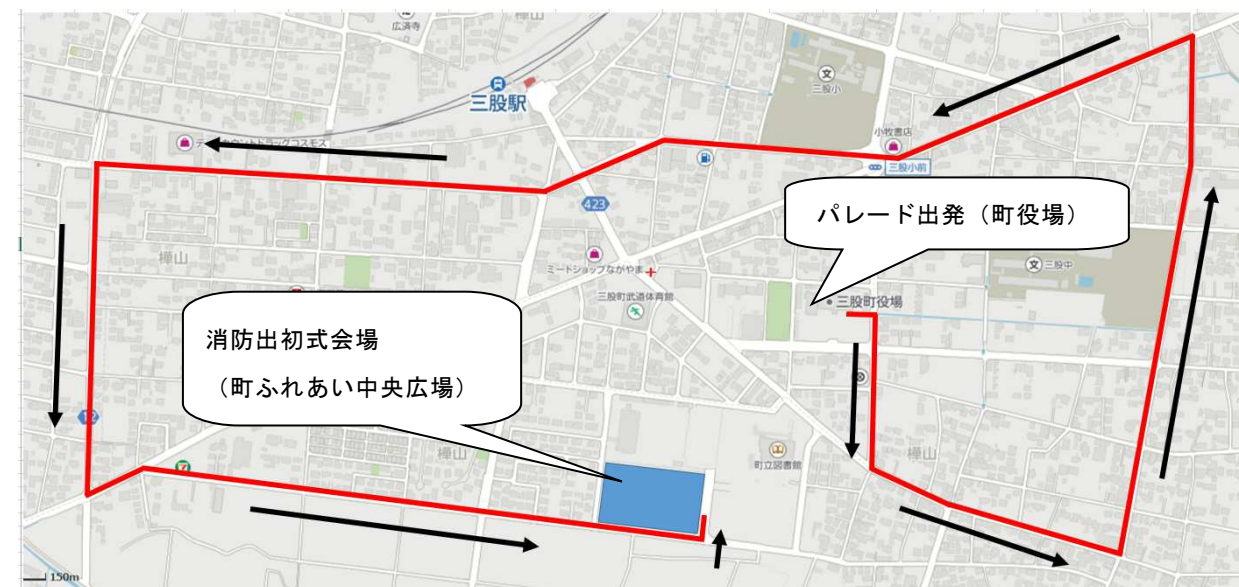
◆令和2年 三股町消防出初式が開催されます

新春の恒例行事であります消防出初式を次のとおり開催します。
なお、当日は消防出初式に先立ち、消防団車両によるパレードも実施しますので、住民の皆さんには、消防出初式の開催趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

開催日	開始時刻	会場
令和2年1月12日（日）	午前8時30分	町ふれあい中央広場 （町立文化会館西側）

■令和2年三股町消防出初式パレード経路図

※パレード開始時刻：午前7時10分役場出発



※お問い合わせ先は、
総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）
☎：52-1110（直通）にお願ひします。



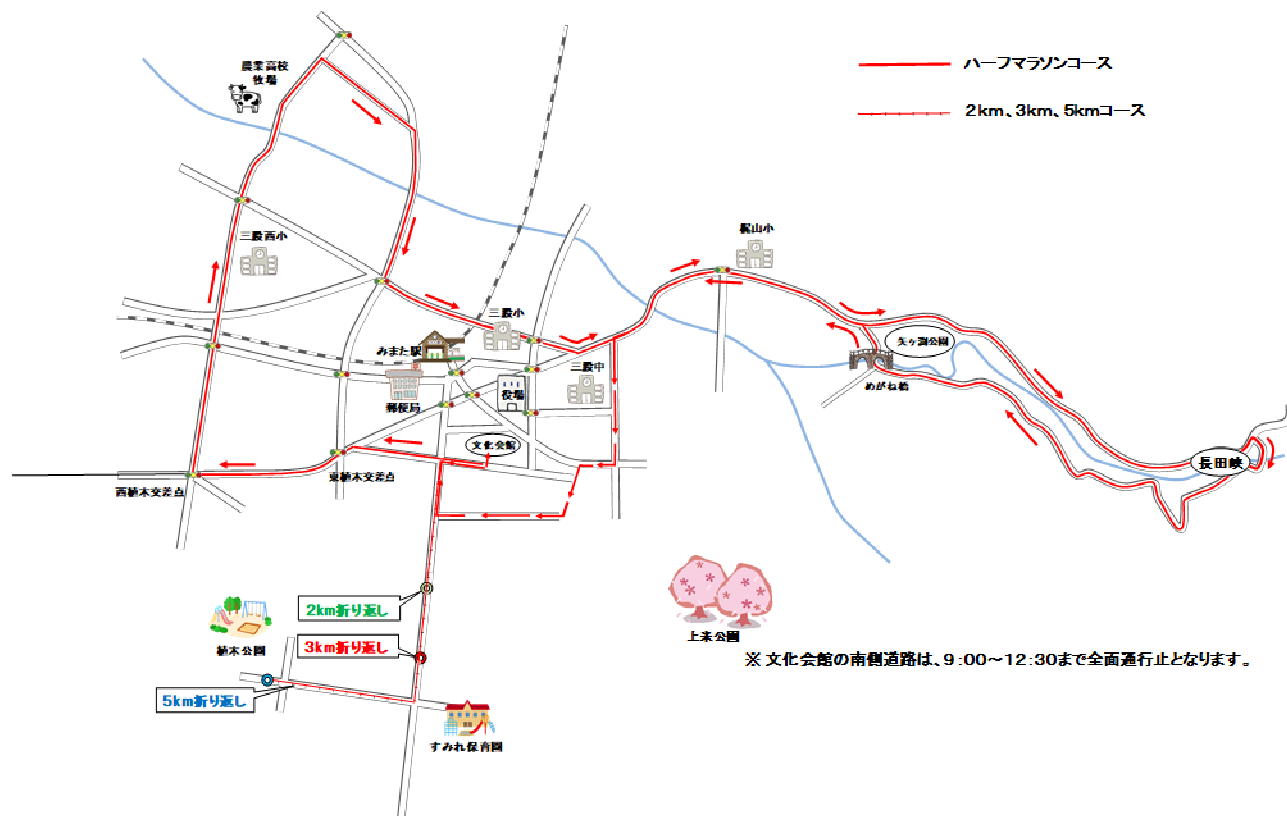
◆第5回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います

今回で5回目となる新春の恒例イベント「みまたん霧島パノラマまらそん」の開催に伴い、町内で交通規制を行います。町民の皆さんには、大変ご迷惑をお掛けしますが、大会の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。

開催日	規制時間	会場
令和2年 1月26日(日)	午前9時～正午	町立文化会館 (スタート・ゴール)

※大会の運営状況により、時間帯が変更になる場合があります。

◎第5回みまたん霧島パノラマまらそんコース図



※お問い合わせは、
みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局
教育課 スポーツ振興係 ☎：52-9312 (直通) にお願ひします。

◆上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています

正月休みに家族や友達とゆっくりパークゴルフを楽しみませんか。
皆さんのお越しをお待ちしております。

〈 年末年始の営業日と利用料金 〉

営業日 (営業時間)	12月	28日(土)	午前8時30分～午後5時
		29日(日)	
		30日(月)	
		31日(火)	
	1月	1日(水)	休業日
		2日(木)	
		3日(金)	
		4日(土)	
		5日(日)	
		6日(月)	
7日(火)			
8日(水)			
9日(木)			
10日(金)			
11日(土)			
利用料金	大人 500円 中学生 200円 小学生以下 無料	※1日回り放題 ※クラブ・ボール代込み ※消費税込み	

※運動靴と帽子をご準備ください。
※小中学生のみのプレーはできません。



※お問い合わせは、
上米公園パークゴルフ場
☎：51-2570 にお願ひします。

◆令和2年度「殿岡生活改善センター」の利用予約の受付を開始します

来年度（令和2年4月2日～令和3年3月末）の殿岡生活改善センターの利用について、予約受付を令和2年1月14日から開始します。

予約は、殿岡生活改善センターに直接電話でお申し込みください。

後日、キャンセルとならないよう、計画を十分に立ててから予約をしてください。

◆「殿岡生活改善センター」をご利用ください

友人や家族と一緒に安心して安全な手づくり加工食品を作ってみませんか？

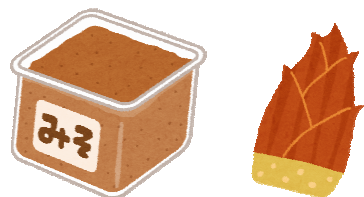
殿岡生活改善センターでは、農畜産物などの加工を行うための機械や食品保存のための真空包装機が設置してあり、手作りのみそ、めんつゆや郷土菓子などを作ることができます。

また、施設内には、大会議室や和室も整備していて、研修会や勉強会などでも利用できます。

【作ることができる加工食品の例】

・みそ ・めんつゆ ・すしの具 ・ドライカレー ・^{まーぼー}麻婆の素
・ふくれ菓子 ・かるかん ・たけのこ真空包装 など

※機械の使い方は施設指導員が教えますので、安心してご利用ください。



○利用時間：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
(後片付け・事務処理時間を含む)

○休館日：毎週土曜・日曜、祝祭日、年末年始
機械点検のため、使用出来ない日があります。詳しくは、殿岡生活改善センターにお問い合わせください

【加工室を利用するにあたっての注意事項】

- ① 準備の都合がありますので、必ず1週間前までに予約をしてください。
(ただし、当日空きがある場合は当日申請でも利用できる場合があります)
- ② 材料は、利用者が購入し、準備してきてください。
(準備するものや購入先が分からない人はお問い合わせください)
- ③ みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
- ④ 殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。



※お問い合わせは、

殿岡生活改善センター ☎：52-7234 または、
農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆償却資産申告書（固定資産税）を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産持っている人は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月中に送付しますので、必要事項を記入して、令和2年1月31日（金）までに税務財政課 資産税係（町役場 1階 ⑤番窓口）に提出してください。

※償却資産申告書には、マイナンバー（個人番号・法人番号）を記載してください。

※太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。
（ただし、個人については、10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。）

※新規に申告される場合、税務財政課 資産税係にご連絡をいただければ、申告書類を送ります。

【償却資産とは・・・】

土地や家屋以外で事業用の資産のうち、減価償却額または減価償却費が法人税法や所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に算出されるもの。例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

※お問い合わせは、
税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9636（直通）をお願いします。

◆消費生活セミナー開催のご案内

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

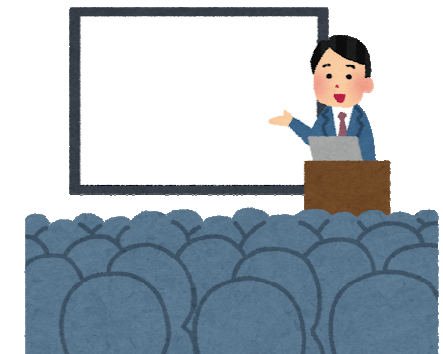
1. 日時・場所

日 時	1月26日（日） 10:00～12:00
場 所	祝吉地区公民館
テ ー マ	未来のために～今から知っておきたい「お金」のこと～
定 員	20人
申込期間	要予約（各開催日の1ヶ月前より受付）

※テーマが変更になる場合は、回覧・ホームページでお知らせします。

2. 受講料

無料



※お問い合わせ、申し込み先は、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください



■凍結に注意＝

気温が氷点下4℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。

■凍結を防止するには＝

- ・少しだけ水を出しておく
水道代が気になる人もいますが、少しずつであればそれほど金額は大きくありません。水道管が破損して修理する場合の方がお金が掛かってしまいます。
- ・水道管に**保温材**（布や毛布でも代用可能です）を巻き、その上からビニールテープなどを巻いて防水すると効果があります。
※布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは＝

- ・自然に溶けるまで待つ
- ・凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、**ぬるま湯**をゆっくりとかける
※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる

■水道管が破裂したら＝

- ・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指定の給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※町内事業者は次ページをご参照ください。

【三股町指定給水装置工事事業者一覧表】

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川 正好	三股町大字蓼池877番地7	0986-52-4643
2	綿屋設備	綿屋 利洋	三股町大字蓼池577番地2	090-6294-3247
3	ニシ工業	西村 健一	三股町蓼池3609番地24	0986-52-3585
4	加治屋設備	加治屋 康弘	三股町大字蓼池2873番地	0986-27-7084
5	橋口建設	橋口 祐一	三股町大字蓼池2338番地9	0986-52-9720
6	(有) 中原設備	中原 勇三郎	三股町大字蓼池1356番地	0986-52-0100
7	政野建設(有)	政野 孝一	三股町大字長田2182番地3	0986-52-1374
8	シン設備	米村 伸一	三股町大字長田1140番地7	0986-52-5315
9	(有) 福元設備工業	福元 保人	三股町大字宮村425番地4	0986-52-6372
10	曙建設(株)	甲斐 知美	三股町大字宮村2774番地21	0986-36-6391
11	(有) 木佐貫設備工業	木佐貫 良彦	三股町大字樺山4672番地	0986-52-5574
12	(有) 才田工務店	才田 正弘	三股町大字樺山4454番地6	0986-52-2305
13	(株) 木佐貫建設	木佐貫 紀雄	三股町大字樺山4185番地7	0986-52-2143
14	大和設備	大村 和美	三股町大字樺山3628番地2	0986-52-6930
15	柳井設備	柳井 利和	三股町大字樺山3247番地2	090-5741-5237
16	(株) 大和組	中原 康憲	三股町大字樺山3168番地4	0986-52-2215
17	大村住設	大村 貞行	三股町大字樺山1867番地1	0986-52-3644
18	(株) 真和産業	和田 昇	三股町大字樺山1592番地6	0986-52-0618
19	(有) 野元設備	野元 俊英	三股町花見原8番地11	0986-52-2460

※お問い合わせは、

環境水道課 上水道係（2階 ④番窓口）

☎：52-9081 にお願ひします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

11月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	都城市とその周辺 三股町	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその周辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」
をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
 相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

保険と福祉（子ども）

◆三股町子ども・子育て支援事業計画及び三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に、皆様のご意見をお寄せください

町では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもや子育て家庭に対する支援を総合的に進めるために、「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画及び第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

素案を取りまとめましたので公表し、町民の皆さんからのご意見を募集します。

意見の募集期間	12月19日（木）～令和2年1月17日（金）
素案の公表場所	1. 役場 福祉課 児童福祉係 ※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時 2. 町公式サイト（パブリックコメントページ） ※アドレス=https://www.town.mimata.lg.jp/
意見の提出書類	公表の場所に設置してある「意見等提出書」をご利用ください。
意見の提出方法	①から④のいずれかでご提出ください。 ご意見には「住所」「氏名または団体名」「電話番号」を明記してください。 ①書面：提出先＝役場 福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口） ②郵便：送付先住所＝〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1番地1 ③電子メール：jidfuk-k@town.mimata.lg.jp ④ファクス：52-0001 宛先はいずれも「三股町役場 福祉課 児童福祉係 宛」です。
意見の取り扱いおよび公表	1. ご意見は、計画策定の参考にさせていただくとともに、ご意見及び結果の概要を公表する予定です。（住所、氏名などの個人情報公表しません） 2. ご意見に対して個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
意見及び結果の公表場所	1. 役場福祉課児童福祉係 2. 町公式サイト（パブリックコメントページ）

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通） お願いします。

農林畜産業関連

◆ 1月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

☆ 1月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：令和2年1月15日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：1月22日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんので、ご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別をして10～15畝程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意 サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。</p> </div> <p>※分別については、次のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、表の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。 ★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。</p>

農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用使用済みプラスチックの分別について

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 農ビマーク入りのもの 透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> 10～15畝のつづら折りにする。 梱包ひもは同一素材でしばる。 農ビ以外のものを混入しない。 糸入りのもの、劣化品、ひもが通してあるものは、「③その他」で回収します。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 軟質ポリ ポリ系フィルム 不織布、灌水チューブ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ1mくらい、重さ10～15畝程度に梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ビニールシート 	<ul style="list-style-type: none"> 金具は外す。
<ul style="list-style-type: none"> 肥料袋 	<ul style="list-style-type: none"> 何枚か重ねて、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱 	<ul style="list-style-type: none"> 重ねて梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ポリ容器 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄し、乾燥させる。
<ul style="list-style-type: none"> ポリタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 20畝以上のタンクは破砕して搬入する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビパイプ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ2畝以内に切断し、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビパイプ以外のもの 農薬袋（アルミパック）、ビニールホース、サニーホース、マイカー線、ラミネート袋、ネット、パッカー（金具は外す）など、「①農ビフィルム」、「②ポリ」以外の農業用廃プラスチック 	

※10月より処理料金に変更となっています。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
 ☎：52-9086（直通）にお願いします。



◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、ウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にありますので、病気の発生を防止するためにも次のことに気を付けて鳥を飼いましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
(鳥を捨てる[放置する]と、法律により罰せられる場合があります)
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523

農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆農地法に関する申請の受付期間について

令和2年1月分以降の農地法等申請の受付期間は次のとおりです。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※申請受付内容としては、農業委員会の議案や報告として取り扱われる内容のみであり農地法の規定による各種届出などは、従来どおり随時受け付けします。

〈 農地法3・4・5条許可申請等受付締切日一覧（令和2年1月～12月） 〉

申請受付締切日	総会開催予定日	3条 町許可予定日	4・5条 県許可予定日
1月10日（金）	1月28日（火）	1月末	2月中旬
2月10日（月）	2月28日（金）	2月末	3月中旬
3月10日（火）	3月27日（金）	3月末	4月中旬
4月10日（金）	4月27日（月）	4月末	5月中旬
5月11日（月）	5月27日（水）	5月末	6月中旬
6月10日（水）	6月29日（月）	6月末	7月中旬
7月10日（金）	7月28日（火）	7月末	8月中旬
8月11日（火）	8月28日（金）	8月末	9月中旬
9月10日（木）	9月28日（月）	9月末	10月中旬
10月12日（月）	10月28日（水）	10月末	11月中旬
11月10日（火）	11月27日（金）	11月末	12月中旬
12月10日（木）	12月24日（木）	12月末	令和3年1月中旬

※ 許可予定日はあくまで標準処理期間の目安であり、申請内容によっては他法令との関係で遅くなる場合があります。

《注意》

- ・ 書類に不備などがある場合や、事前の相談・打ち合わせが不十分な場合は受け付けができませんので、必ず事前にお問い合わせや相談をしてください。
- ・ 受付日（通常10日）までに事務局に提出されなかった申請書類は翌月の総会で審議することになります。

※お問い合わせは、町農業委員会事務局

☎：52-9087（直通）をお願いします。

◆あぜ焼きを実施します



農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 = 令和2年1月19日(日)
■時 間 = 午後1時～4時

- ★実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
- ★雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

★順延日 ⇒ 1月26日(日) 同時刻

■実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町農業振興課職員

★担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項 =

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)

※お問い合わせは、町農業振興対策協議会
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎: 52-9086 (直通) をお願いします。

相 談

◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(都城市) 1月24日(金)
時 間	(都城市) 午後1時～4時
場 所	(都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談です(個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎: 52-0999

都城市消費生活センター ☎: 23-7154

をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	1月21日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	令和2年1月16日(木)、2月20日(木)
時 間	午後1時30分～3時
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 ※家族や関係者からの相談も受け付けます
相談内容	(1) ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食やリストカットなど (2) 精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3) アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎：23-4504 にお申し込みします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	1月6日(月)	1月20日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	1月9日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談員	ばば しんご くわはた みよこ 馬場 真吾、 栗畑 実余子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時間 = 午前9時～午後5時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願ひします。

